

# 札幌市中央区役所分庁舎電話設備借受仕様書

本仕様書は、札幌市中央区役所分庁舎のうち、中央市税事務所、健康づくりセンター及び電算室に設置する構内交換装置、電話機及び付帯の仕様（電気通信事業法に適合したもの）を規定する。

## 1 設置場所

- (1) 住所：札幌市中央区南3条西11丁目331 1階-6階
- (2) 内訳：中央市税事務所（1階、2階、5階、6階）  
健康づくりセンター（3階、4階）  
電算室（3階）

## 2 本仕様書の範囲

- (1) 構内交換装置、電話機及びその付帯設備
- (2) 上記1の配線作業
- (3) 試運転調整及び検査
- (4) 既設交換装置・電話機等の撤去及び運搬

## 3 納入品仕様

- (1) 構内交換装置  
1台の本装置を中央市税事務所、健康づくりセンター及び電算室で使用する共用のものとする事ができる。  
なお、本項に特に記載のない仕様に関しては、受注者標準とする。

### ア 交換方式

- |            |   |                |
|------------|---|----------------|
| (ア) 交換方式   | : | 蓄積プログラム方式      |
| (イ) 通話路方式  | : | 時分割PCM方式       |
| (ウ) 処理方式   | : | 32bitCPU以上     |
| (エ) 冗長方式   | : | 一重化方式          |
| (オ) 局線応答方式 | : | 次のとおり          |
|            |   | ・ダイヤルイン方式      |
|            |   | ・ダイレクトインダイヤル方式 |
|            |   | ・ダイレクトインライン方式  |
|            |   | ・マルチライン方式      |
|            |   | ・ストレートライン方式    |

### イ 電源条件

- |          |               |
|----------|---------------|
| (ア) 入力電圧 | AC100V±10V    |
| (イ) 周波数  | 50/60Hz       |
| (ウ) 蓄電池  | 停電補償3時間(瞬断対応) |

### ウ ダイヤル条件

ダイヤル信号/PB信号の送受信が可能なこと

### エ 環境条件

- |                         |       |    |                  |
|-------------------------|-------|----|------------------|
| (ア) 温度                  | 5～35℃ | 湿度 | 45～85% (結露しないこと) |
| (イ) 自立型であること            |       |    |                  |
| (ウ) 床固定又は壁固定等の耐震措置を行うこと |       |    |                  |

オ サービスクラス

(ア) 電報発信規制は電話機ごとに設定できること

(イ) 超特甲、特甲、準特甲、甲、準甲、乙のサービスクラスが電話機ごとに設定できること

カ 番号計画

内線の番号構成（桁数）は下記のとおりとする

種別	桁数	番号
内線番号	1桁～4桁	0～9、#、*
特殊機能番号	1桁～4桁	0～9、#、*
無線	1桁～4桁	0～9、#、*
局線発信	—	0
局線転送（一般内線）	—	フッキング

キ 収容回線

回線種別	容量			備考
	中央市税 事務所	健康づくり センター	電算室	
ひかり電話オフィスA※	28	0	0	32チャンネル以上、外線—外線転送利用
アナログ加入電話	1	3	0	

※ 電話交換機にひかり電話オフィスAに対応する基盤が内蔵されない場合は、対応する外付けアダプタを必要数納入すること

ク 主要機器構成

機器名称	実装			備考
	中央市税 事務所	健康づくり センター	電算室	
構内交換装置	一式			
構内交換機整流器	一式			蓄電池への充電機能を備えること
構内交換機用蓄電池	一式			3時間以上
停電切替回路 (アナログ回線対応)	1		0	
多機能電話機	92	29	1	外線12ボタン以上
アナログ停電用多機能電話機	1	1	0	外線12ボタン以上
単体電話機回路 (アナログ)	5		0	容量8チャネル以上
デジタルコードレス電話機	34	0	0	外線8ボタン以上
一般電話機	5	0	0	
デジタルコードレスアンテナ	11	0	0	3接続装置
音声応答装置	5	2	0	4回線対応

IVR 機能	8ch 対応	-	-	
--------	--------	---	---	--

(2) 多機能電話機

- ア 液晶ディスプレイ
- イ ラインキーが12個以上あること
- ウ ファンクションボタンが12個以上あること
- エ 音量調整（着信音量・受話音量）を調整できること
- オ 保留警報を4分に設定すること
- カ 分散着信時、応答前に相手番号が表示できること

(3) 停電用電話機（多機能電話機）

- ア 液晶ディスプレイ
- イ ラインキーが12個以上あること
- ウ ファンクションボタンが12個以上あること
- エ 音量調整（着信音量・受話音量）を調整できること
- オ 停電時DP及びPB信号回線が使用できること
- カ 保留警報を4分に設定すること
- キ 分散着信時、応答前に相手番号が表示できること

(4) デジタルコードレス電話（PHS）

- ア デジタルコードレス電話同士混信しないこと
- イ 通話可能エリア内でハンドオーバーできること
- ウ 圏外トーカー機能があること
- エ 故障時等、迅速に代替機（同一内線番号使用）に切替が行えること
- オ 当該通話エリア内でPHS端末は共通使用できること
- カ ファンクションボタン（外線ボタン）が8個以上あること
- キ 1フロア内同時通話数は15以上とする
- ク 同一フロア内（ゾーン）を移動してもファンクションボタンの割付が変化しないこと
- ケ 保留警報を4分に設定すること

(5) 一般電話機

- ア DP及びPB信号を送出できること
- イ 着信音量を調整できること

(6) 音声応答装置（カードライトアダプタを含む）

- ア 3回線以上収容が可能なこと
- イ 応答メッセージの録音媒体はフラッシュメモリーカード(30分以上)であること
- ウ プログラムタイマーが利用できること
- エ PCとの接続インターフェースはLANであること
- オ 音声応答装置へのデータ入力ソフトウェアが添付されていること

(7) その他

- ア システムモードを最大24モード利用可能なこと。
- イ 電話交換機設定データを自動もしくは手動で遠隔地のメンテナンス会社の設備にバックアップが取れるなど、信頼性を高める措置を行うこと。
- ウ 発着信履歴は電話機毎に各60件以上蓄積できること
- エ 電話線で接続した電話機を移動して別の場所に接続しても、内線番号などの各電話機の設定内容を変更することなくすぐに使うことができること。

## 4 整備・作業等

- (1) 構内交換装置据付配線作業、電話機据付配線作業
  - ア 構内交換装置及び電話機の据付を行うこと。(設置個所ごとの設置台数は別紙1参照)
  - イ コードレス端末のアンテナ据付配線作業を行うこと。
  - ウ 既設調査の上で新設の構内交換装置への更新を行うこと。また、運用上で不都合があると思われるものに関しては、契約担当課に報告し、協議の上で修正すること。
  - エ FAX及び音声応答装置を使用するための据付配線作業及び調整も合わせて行うこと。(別紙1参照)
  - オ 納品後、中央市税事務所および健康づくりセンターで個別に対応するオプション機能等あれば、その設定をすること。オプション内容は契約担当課から受注者へ納入の前に伝達・調整する。
- (2) 試運転調整及び検査  
電話設備を使用する上で必要と思われる工事
- (3) 既設構内交換装置及び電話機の撤去・運搬  
既設構内交換装置及び電話機の撤去は更新の際に併せて撤去し、撤去品はまとめて札幌市内の指定する場所に運搬・引き渡しを行う。
- (4) 特記事項  
本仕様に記載されていない事項は次に基づき、本市の指示に従うこと。
  - ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年度
  - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年度
  - ・ 公共建築設備工事標準図 電気設備工事編 令和4年度
  - ・ 電気設備工事監理指針 令和4年度以上、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- (5) 作業日時
  - ア 日時の決定にあたっては、下記イ及びウに留意のうえ、別に提示する業務担当者  
と調整を行うこと。また、入退室等に関するセキュリティ事項について指示を受け  
遵守すること。
  - イ 平日（木曜日を除く）は原則17：15以降の作業とする。木曜日に作業する場  
合は、20時までの夜間業務に支障がない範囲での作業とする。
  - ウ 日曜、土日、国民の祝日の作業は制限しないが、契約担当課が指示する日は制限  
する。
- (6) 保険等  
受託者は、必要に応じて保険に加入すること。
- (7) 作業中の安全確保及び環境保全について  
公衆災害の防止、施工中の安全確保、及び環境保全のための関係法令の記述に従う  
他以下の項目に留意すること
  - ・ 高所作業における落下及び転落防止
  - ・ 火気の安全管理
  - ・ 作業場における酸欠状態及び有毒ガス等の発生防止
- (8) 発生材  
発生材は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき指定された処理施設へ適  
切に処分すること。

## 5 関係書類の作成及び提出

- (1) 取扱説明書

- (2) 納入機器の仕様が確認できるもの
- (3) 配線工事に伴う写真

## 6 納入及び検査場所

上記1のとおり。

なお、詳細については、落札後、契約担当課と調整の上決定すること。

## 7 保守

- (1) 端末故障や障害発生時に対応する保守体制に関して契約担当課に提出すること。また、作業員派遣による対応が必要な故障発生時に作業員が4時間以内に現場に入れるよう拠点を設けていること。
- (2) 電話機故障の際速やかに修理対応し、契約担当課及び設置場所に報告すること。
- (3) 設置後の運用途上で生じる端末の移設やそれに際した配線作業・構内交換装置の設定変更に関しては、別途契約を行って実施するものとする。

## 8 借受期間

令和7年（西暦2025年）4月22日から令和11年（西暦2029年）9月30日までの53か月と9日とする。

ただし、中央市税事務所分の電話設備に限り、利用開始は令和7年（西暦2025年）7月22日からとする。

## 9 納入期限

令和7年（西暦2025年）4月21日とする。

ただし、中央市税事務所分の電話設備に限り、令和7年（西暦2025年）7月21日までとする。

また、電話機の納入は納入期限までに順次実施し、納入が終わったものから使用開始とする。

## 11 支払

支払の開始は、中央市税事務所分の電話設備も含めて4月分（5月請求）からとする。

## 12 その他

リース期間満了後におけるリース物品の買取り又は再リースについて当事者は協議をすることができる。

<p>【契約担当課】札幌市財政局税政部納税指導課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 （市役所本庁舎2階北側） 電話 011-211-2292 (FAX 011-218-5149)</p>
--

# 電話設置台数

		中央市税事務所						
外線	アナログ回線	1回線						
	音声専用線(2W)内線延長方式	0回線						
	ひかり電話オフィスA	28ch 27番号						
		電話機	固定式	PHS	一般	CS	単体回路	音声応答装置
部	長 職	1	1					
納税	事務係	11	5	1	5			
	納税係	33	33					
市民税	市民税係	13	6	7				
	特別徴収係	22	19	3				
諸税係	法人市民税係	12	10	2				
	事業所税係	8	3	5				
	軽自動車税係	8	6	2				
固定	土地係	5	2	3				
	家屋係	8	1	7				
	償却資産係	11	7	4				
合計		132	93	34	5	11	3	5

		健康づくりセンター・電算室						
外線	アナログ回線	3回線						
	音声専用線(2W)内線延長方式	0回線						
	ひかり電話オフィスA	3ch 2番号(OGのアナログインターフェースで主装置に収容)						
		電話機	固定式	PHS	一般	CS	単体回路	音声応答装置
	事務室	30	30					
	電算室	1	1					
合計		31	31	0	0	0	2	2

\* 「納税課長」は事務係、「市民税課長」は市民税係、「諸税担当課長」は法人市民税係、「固定資産税課長」は土地係に含む。

\* 「固定式」の台数は、仕様書の「多機能電話機」と「停電用電話機」の合計数となる。

\* 系統内訳数の記載がない機器は、事務所のフロア数やレイアウトを踏まえ設置場所を検討する。

\* 市税事務所が所有するFAX及び音声応答装置の台数は以下のとおり。

内訳	中央市税事務所	健康づくりセンター
FAX	3	1
音声応答装置	5	2